

備えの種をまこう。



見直しのポイントをご紹介します。

農業共済が変わる!!

農業者の減少や高齢化、保険ニーズの多様化などの時代背景を踏まえ、農家のみなさんへのサービス向上や負担軽減を図るため、今般、農業共済制度が見直しされました。

近年、予想だにしない自然災害が多発しています。
公的な制度の農業共済に加入し、回避できない自然災害のリスクに備えましょう。

畑作物共済



31年産から

1 小豆・いんげんに全相殺方式が導入されます

出荷数量の把握ができる・青色申告書等税務関係書類で販売金額を確認できる、などの一定の基準を満たせば、全相殺方式（最高80%補償）に加入できます。

31年産から

2 補償割合が選択制となります

それぞれ3つの補償割合から選択できるようになります。

＜最高補償割合＞

90%の作物 90%・80%・70%、

80%の作物 80%・70%・60%、

70%の作物 70%・60%・50%



万が一の被害に備え、最高補償割合での選択をおすすめします。

31年産から

3 露地野菜・そばの加入要件が緩和されます

これまで自家販売により第三者の証明が得られないため、露地野菜・そばに加入できなかった方は、青色申告書等税務関係書類で収穫量を確認できる場合は、加入できるようになります。